

2026 年 8 月 5 日 相続事業承継研究会 結果報告

トリプルライセンス実務家が法務から税務まで総合的に解説！

「相続・事業承継」実務の最前線～相続・事業承継対策から「承継後」の経営支援まで～

今回は、江戸川葛西相続法律事務所 弁護士/税理士/公認会計士準会員 菊地正志氏と江戸川葛西税理士事務所 事業承継プランナー 中島秀彰氏をお迎えし、「承継前」の相続・事業承継対策から「承継後」の経営支援まで、事例を交えながらお話いただきました。

■ 第 1 部 「相続・事業承継」対策の最前線

第 1 部では、菊地氏より、相続・事業承継における「提案のタイミング」「進行手順」「専門家との連携」について解説いただきました。

先ず「事業承継相談は『事業承継をしたい』という言葉では始まらない」として、自社株評価の上昇・社長の年齢・退職金・相続税試算の依頼など、日々の顧問業務の中にこそ提案の契機があることが強調されました。

「進行手順」については、事業承継を「経営の承継」「株式・議決権の承継」「財産・税負担の承継」「家族関係・相続紛争への対応」の 4 領域に分解し、税理士が担う「財産・税負担」の領域だけでなく他の 3 領域が案件の成否を左右するという見解が示されました。また、提案は「株価対策から入らない」という鉄則のもと、決算報告時に使える 7 つの質問や顧問先チェックリスト（10 項目）を共有いただきました。そして、初回面談では後継者の選定・経営権と株式の承継時期・現社長の関与度・他の相続人への対応という 5 項目の確認が重要であることが示されました。入口商品として「事業承継簡易診断」を行い、論点を見える化することが効果的であり、対策手法を最初に決めてはならないという鉄則のもと、「誰に・何を・いつ・どこまで渡すか」を先に決め、その後で手法を選択するプロセスについて説明いただきました。続いて、種類株式については、配当優先株式・議決権制限株式・黄金株（拒否権付株式）などについて用途別に解説いただきました。後継者には議決権のある株式を、非後継者には議決権制限配当優先株式を配分することで「公平（経済的価値）」と「平等（権利）」を両立する設計となる一方で、黄金株は拒否権が強すぎると承継が進まない点への注意も促されました。また、信託は節税商品ではなく権利管理の仕組みとして位置づけられ、自社株信託では株式の「管理・議決権行使」と「経済的利益の帰属」の設計が可能であり、自社株信託の活用例として「認知症対策」や「経営権と経済的利益の分離」について解説いただきました。加えて、信託と種類株式の使い分けおよび信託の落とし穴（受託者権限の曖昧さ・遺留分問題等）についても実務上の注意点が示されました。

最後に、税理士と専門家の協業モデルとして、税理士は案件の「紹介者」ではなくプロジェクトの中心として、初期の現状分析から実行後の申告・会計処理まで一貫して関わるのが重要であり、税務の入口から法務の課題を発見し専門家と連携することで、顧問先に提供できる価値は大きく広がるという見解が示されました。

■ 第 2 部 ディスカッション「事業承継後」の経営課題と専門家連携

第 2 部では、中島氏と菊地氏によるディスカッション形式で、承継後に後継者が直面する 3 つの課題について事例を交えて解説いただきました。

◆テーマ 1：どんぶり勘定からの脱却と「見える化」

売上・粗利・固定費・営業利益を月次で可視化するシンプルな管理会計の導入が有効。まず 1 枚のシートから始めることで、削るべきコストと伸ばすべき売上が明確になり経営判断のスピードが劇的に向上します。

◆テーマ2：「先代のイエスマン」から「新チーム」への改革

承継後に必ず起きる「人の問題」に対し、後継者と社員が同じ KPI を共有する「共通言語（数字）」の定着が、組織を「指示待ち」から「自走」へと変える鍵となります。支援者は数字面からこの変革プロセスをサポートします。

◆テーマ3：リスクを抑えた「値決め戦略」による利益向上

利益感度分析を用いて価格・変動費・固定費・販売量のどの要素が利益に最も効くかを把握。価格 5%引き上げで販売量が減っても利益が大幅改善するケースを実例で解説し、数字を「渡す」のではなく「一緒に考える」姿勢が顧問先の信頼を生むことが示されました。

本研究会は、「相続・事業承継」対策から「承継後」の経営支援まで一気通貫で学べる内容であり、顧問先の「最も身近な相談相手」として新たな価値提供を実現するための多くの示唆が得られる機会となりました。

なお、江戸川葛西相続法律事務所について、以下 URL でご案内いたします。

ご関心がある方は、下記のお問い合わせ先までご一報いただければ、お繋ぎいたします。

◆江戸川葛西相続法律事務所 <https://ek-law.jp/>

◆お問合せ先 ビジネス会計人クラブ東京事務局

TEL：03-6206-6640 E-mail：bac-tokyo@bac.gr.jp

<講演時>



<懇親会>

